

第32回農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分～午後2時7分

2 場 所 湯河原町保健センター 2階 大会議室

3 出席者 農業委員 議長 外7名
出席を求める農地利用最適化推進委員 3名(欠席:0名)

4 本日の議案は議事録に編集のとおりである

5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠(事務局職員任免)

6 議 事

事務局	<p>時間になりましたので、進めます。皆さんこんにちは。農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先日は新年会の方ご参加いただきありがとうございました。後ほど報告させていただきます。なお、今日午前中から環境観光常任委員会が開催されており、案件等が午前中に終了しませんでした。事務局長は委員会へ出席しておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは会長挨拶お願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。みかんも大体終わって収量は少なかったのですが、それでも単価的に高値で取引されております。</p> <p>それが終わると中晩柑類の収穫がまだまだ終わってない畑もいらっしゃると思いますが、頑張っていただきたいと思います。そういう中でお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>早速議事に進めたいと思いますのでご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。それでは議事録署名委員の指名でございますが、6番委員と7番委員お願いをしたいと思います。</p> <p>それでは議案の(1)農地法第3条の規定による許可申請書審議について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>日程番号1議案番号76、農地法第3条の規定による許可申請書審議について説明いたします。申請書1ページをご覧ください。</p> <p>譲り渡し人は湯河原町[REDACTED]、[REDACTED]方、[REDACTED]氏です。譲受人は湯河原町[REDACTED]、[REDACTED]氏でございます。[REDACTED]氏は城堀生産組合員でございます。</p> <p>移転の理由としましては、譲り渡し人が畠を管理することが困難になり、親戚である譲受人へ農地を贈与するものでございます。</p> <p>申請地は[REDACTED]、台帳および現況地目畠1,107m²と同[REDACTED]、台帳および現況地目畠33m²と城堀字大平下[REDACTED]</p>

	<p>台帳および現況地目畠 2,009 m²、合計 3 筆 3,149 m²となっております。</p> <p>3 ページをご覧ください。および 18 ページをご覧ください。</p> <p>譲受人になる方の自作地の面積および 18 ページにはその内訳となつております。</p> <p>13 ページをおめくりください。</p> <p>こちらの地図の左下ですけれども、自宅がございまして、こちらを色のとおり北上しますと城願寺の横を通過し、左の上の方に行きますと日の出植物園という建物がありましたけれどもその手前のところでございます。</p> <p>通作距離としましては 1 キロ、車で 10 分程度ということとなっております。</p> <p>14 ページ、15 ページにつきましては、その公図および登記簿謄本が 17 ページまでついております。</p> <p>19 ページをおめくりください。</p> <p>こちらは當農計画書でございます。譲受人の方がその農地を持ってレモンを栽培収穫したいということで記載しております。</p> <p>レモンがなるまでに 5 年ぐらいかかるということで、その間は草刈りを含め農地の管理をするということを申しておりました。</p> <p>24 ページ以降、27 ページまでが現況写真となっております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	それではこの件について現地調査をされた 4 番委員から、説明お願ひします。
4 番	<p>先日 7 番委員と 2 人で現地調査して参りました。</p> <p>見ての通り写真撮ってね、多少荒れてますけど、別に雑木等木が生えてないので、すぐ、農地になるとは思います。</p> <p>それから本人は [REDACTED] 様に伺ったんですけど、もうレモンの苗木も用意してあるということで、やる気があるようには見えました。</p> <p>あとは、ずっと綺麗にしてあったのかかもしれないけど、それほど荒れた様子はないです。</p> <p>本人もやる気みたいなので、ぜひよろしくお願ひしますということで、以上です。</p>
議長	ご苦労様でした。今ちょっと最初に現地調査に一緒に行ったのは 7 番委員ですか。資料だと 3 番委員になっているけど、どっちが正しいか。
事務局	事務局のミスでございます。
議長	これは 4 番委員と 7 番委員と第一地区推進委員
事務局	申し訳ございません。3 番委員。

議長	どこを直すのか。
事務局	調査員の所、4番委員、7番委員、第一地区推進委員となっております。訂正させていただきます。
議長	3番委員のところ7番委員に訂正をお願いします。 それでは報告が終わりました。何かこの件について質問等ござりますか。 意見無いですか。 それではこの件について採決に移りたいと思います。 日程第1議案第76号所有権移転について賛成をされる方は挙手をお願いします。
	<全員挙手>
議長	はい、ありがとうございました。 全員賛成ということで 続いて(2)の非農地証明について説明をお願いします。
事務局	日程番号2、議案番号77、非農地証明願について説明いたします。 申請者は [REDACTED] 氏でございます。申請地は [REDACTED] 台帳 番、現況宅地の地目でございまして、面積は 297 m ² でございます。 ます申請の目的は、宅地でございます。 概要につきましては、昭和61年9月13日から木造2階建ての住宅 に転用し、現在に至っているものでございます。農地区分は第3種農 地でございます。 申請書の2ページ、3ページをおめくりください。 こちらが登記簿謄本と公図となっております。 登記簿謄本3ページのですね [REDACTED] に中央の部分の赤枠をさして いただいております。その手前右側の [REDACTED] につきましては、こち らは専用通路になってますけど、今回の非農地の関係とは異なりま での、除外しております。 めくりまして4ページおめくりください。こちらが、位置図となっ ております。先ほどの進入路の形がこのようになっております。 5ページご覧ください。経過書という形で、先ほどの転用について経 緯が記載しております。 6ページおめくりください。 現地の写真となっております。 7ページは航空写真でございます。 戻りまして2ページ土地登記簿謄本と8ページ相続関係説明図をご 覧ください。 2ページの一番下、権利部甲区の2、順位番号の所有権移転の右端な んですけれども、相続後 [REDACTED] さんが所有権としてお持ちであ

	<p>るとこれを踏まえまして、[REDACTED]様が令和6年2月4日に死亡され、この相続図で示してあります。なお被相続人である[REDACTED]さんの相続人につきましては以下、9ページ以降の遺産分割協議書及び印鑑証明書で、氏名及び住所等が記載されておりますけれども、結論としましては、この農地宅地の部分につきましては、申請者である[REDACTED]氏が相続することになったという協議書を交わし、整っております。</p> <p>なお、相続登記後なんですけれども、遺産分割協議書が11ページ、令和7年1月24日に各自署名押印したばかりでございまして、登記の方はこの非農地証明願いを受けた後、別段で所有権移転をする予定と伺っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それではこの件につきましては1番委員が主務者でございますが、本日欠席であるため従務者である私が報告させていただきます。</p> <p>2月16日日曜日に私と1番委員と第三地区推進委員の3人で現地に調査に行ってまいりました。</p> <p>場所はですね、あんまり説明がなかったのですが、川堀の東京リネンサプライという洗濯屋がありまして、その工場の東の方になるところです。</p> <p>もう一つ駅の方に行くと力庄商店があって、そのところをちょっと入っていた、左上に行くような感じの場所でございます。</p> <p>今回の申請の土地につきましては、2階建ての住宅が建っておりまして、現在は人が住んでいないような状況でございました。</p> <p>そこに繋がって農業用倉庫平屋が建っているような状況でございました。周辺は宅地で農業への影響はないということで非農地証明には問題がないと判断いたしました。</p> <p>第三地区推進委員、補足があれば、よろしくお願いします。</p>
第三地区 推進委員	別にこれって問題ないですね。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件について何かご意見、ご質問ある方はよろしくお願いします。</p> <p>それでは採決に入りたいと思います。日程第2議案第77号について、賛成をされる方は挙手をお願いします</p>
	<全員挙手>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ということでこの件については、証明することに決まりました。議案は以上でございます。</p> <p>その他令和6年度湯河原町農業委員会新年会精算報告について説明をお願いします。</p>
事務局	お手元の湯河原町農業委員会新年会精算書をご覧ください。過日、1月29日水曜日、ホテル城山にて新年会を行い、参加者12名、うち委員さん1番委員、3番委員、4番委員、5番委員、6番委員、8番委員、9番委員のご出席、推進委員につきましては第2区域委員、来

	<p>賓につきましでは町長、事務局局長と私が参加しております。</p> <p>収入につきましては、会費制度で委員さんにつきましては 1 万円、ご祝儀は町からいただきました。</p> <p>後、事務局の方 2 人分につきましては 1 人当たり 6,000 円を加味し、11 万 2,000 円の収入に対しまして、支出につきましては、こちらのホテルの利用金額 12 万 6,170 円、裏面の方に請求書がついておりますので後ほどご確認してください。花代がこちら 3 名来られてますので 3 万円、計 15 万 6,170 円で差し引き不足額 4 万 4,170 円となり、こちらにつきましては会の通帳から支出をさせていただきました。</p> <p>監査の関係については、会長の方からよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今の件については請求書等を確認いたしました。問題ございませんでした。この件についてなにかご質問ございませんか。それではありがとうございました。</p> <p>他ありますか。</p>
事務局	<p>今月も 2 月となりましたので、今年度の委員さんにつきまして、あと数ヶ月しかございません。農地パトロールの関係または逐次回収させていただければと思いますので終わったものを隨時ご提出していただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>その他何かございますか。</p> <p>私の方から地域計画今どんな状況ですか。もう時間がないと思うのですが。</p>
事務局	<p>まずですね、湯河原町二つに分けておりまして、中央の方につきましては、会の方を開催させていただき、会の委員さん等からですね、もう少しわかりやすい内容で、進めてもらえないかというご指示があり、町と農協との話の中で回覧という形を委員さんの方から農協の方からいただきまして、先週回覧の方農協の方に持ち込みまして、2 月の分として回覧が回っていると思います。</p> <p>あと城堀の方につきましては、湯河原系の城堀の方につきましては、また生産組合員の方と話をし、速やかにですね、同じ形をとらせていただきたく思っております。</p> <p>またその辺につきましては、生産組合の方のご指示もあると思いますので、それをいろいろ考察しながら出していきたいと思います。時限的な話になりますので今会長がおっしゃる通りですね、もう時間がないよということありますもので委員さんの方につきまして、いろいろお世話かけますけれども今後ともよろしくお願ひしたいところでございます。</p>
議長	<p>城堀の方の生産組合でね、協議してもらったりしているわけじゃないですか。その協議を進めてきたわけじゃないですか。湯河原地区での協議の場ってのは何時行うんですか。</p>
事務局	<p>具体的な日はもう 2 月はないので、3 月という形には考えてはいますが、最終的な日時については開催のメンバー等がございますのでそちらの生産組合等へ詰めたいと思います。</p>

議長	<p>あることではあるけれどね。</p> <p>これを年度内に地域計画案を報告して縦覧して、意見がなければなしていいんだけども、いずれにても、その縦覧期間が2週間でしょ。3月の2週間それに取られちゃうでしょ。それと城堀の方の人たちの日程が決まらないとね。2週間取れなくなっちゃうよ。</p> <p>これだから頑張ってね、生産組合の人たちとよく相談してもらって進めていかないと間に合わなくなるから、それはよくね、生産組合の方とよく話をして進めていただきたいと思います。</p> <p>それから、湯河原中央支店のね、支店運営委員会をこの協議に割り当てて、説明をして農業委員さん推進委員さんなりそこの関係する方が居て、そこにいろんな意見があつてその答えが一つは回覧して、わかりやすく周知しましょうよ。ということだと思うんだけども会議の中でね、地域内の農業を担う者の一覧ということで地図に位置付けるものとして何もないけれども、ABCDみたいな形でね、農家の方があつて、こうあってそういうのを見たときにある農家の人はね、これは私のことだと思うんだけど、私はその地区に農地を持ってないと、だから、そのところにこの地域計画に名前を入れるのやめよしてくれと言われたんだけども、それはどうなっちゃってんですか。こういうところに地域計画のこの地区の中に農用地の中にね、自分は土地持っていないんで、農地持っていないんでここに名前入れないでくれって言ってたじゃないですか。</p>
事務局	<p>今、会長のご指摘の内容につきまして、回覧はさせていただいております。回覧の中にですね、今回その方が載せるのに対して、載せないで欲しいということに対しまして、各自ご要望を伺うような形を回覧のところに記載させていただいております。</p> <p>何かご要望とかありましたら、そこでお話をいただけませんかという内容を付記しております。回覧の中に先ほどの方、あるいは他の方が発生するかも含めまして、その席にいない方もいらっしゃったはずですので、全員に周知、全員というか農協さんにお願いして回覧の手続きをしておるんですけども、その中の回覧を見られた方からお話があれば、こちらの方で集約させてはいただくところでございます。今のところ、あの回覧が回って、何日か経っていると思いませんけれども今日現在ではお問い合わせはありません。先ほどの件につきまして、外して欲しいということであれば、お話がまた別のことも含めましてあるかと思われますけれども今のところはその方からはありません。今日たまたま役場の敷地内で会いましたけれども、そのような内容でのお答えを含めまして、お話はありませんでした。</p>
議長	<p>話はありませんということなんですけど。</p> <p>逆にその方に名前を載せて回覧してるんですけど、いいですかっていうふうに聞いたんですか。そういう聞き方をしたの。ただ会って顔を見ただけで言われなかつたからいいって良しとしたの。</p>
事務局	<p>会ったというのは挨拶程度の会ったに過ぎませんので、その内容につきましてお互いの向こうもお忙しい、状況下にあったので、挨拶だけで止めました。そのときに私の顔を見ての挨拶でございましたので、先日の件でこの件についてはという直接の話はなかつたことで、訂正させてください。</p>

議長	<p>顔を見てたから。意見があるはずだっていうことはね、これちょっとおかしいって、聞いて確認とて言われなかつたんだつたらいいけども、たまたま会つたときには言われなかつたから意見がなかつたというふうに決めるのはね、それはまずい。それからその時に合わせて城堀の方でね、一応農用地のところ鍛冶屋の人が持つてはいるんではないかという話もあって、ちょっとそれは私がそういう状況は知らないんですけども、そんな意見もあってどうしているのかなって、いうのはそのときの意見として気になつたところですね。入り作の話もあって、役場としてなぜそこにこのリストに載るのかの名前を伏せてあるけれども、自治体の位置づけの名前っていうか、位置付けるかっていう説明をね、ちゃんとしないと納得しないっていうか、おかしいと思う。だから地区内にね、農地がなくてもね。そういう地区とは農用地の中には、なくてももうちょっと広いエリアで見たときに、住んで農地を持っていられる方、担い手になるんですよっていう説明をするならそれはそれでもいいんだけど、その考え方ではなくて、ただ、載せてるだけっていうのは、それをおかしいと思います。</p> <p>そういった考え方をしっかりと持って、名前載せるんいたら載せる。載せないんだったらこの人だけじゃなくて他の人もあるかもしれないけれども、そういう考え方をしっかりと持って説明をするなり、紙に書いて、いただきたい。</p>
事務局	<p>議長すいません。今議長がおっしゃる内容ですけれども、今回の地域計画の目標地図設定につきましては、令和4年の人・農地プランをもとにしております。こちらのベースを持って、今の地域計画に進めているところでございます。その人・農地プランに記載があったものについて、先ほどのお名前をちょっと伏せてあるというのは個人情報も含めてございますので、ABC等の英字を使った形をとらせていただいて、紙面に載せてあります。</p> <p>こちらについては、先ほど申したとおり人・農地プランで、アンケート結果今後10年後どうしたらいいかというものを前提にしておりますので、そちらから変える形ではないことをご理解していただきたいと思います。</p>
議長	<p>人・農地プラン実質化をする時に、アンケートを取つたりしたのはその町全域の農地を対象にしてやつたでしょ。</p> <p>だからそういう意味ではそこに位置づけられて問題ないんだけども、今回は地域計画になったときには地域を狭めたでしょだからそういうことが起きてきたわけですよ。</p> <p>そうなつてるからこのままというね、ただそれだけでは説明にならないと思いますよ。</p> <p>いやエリアが同じだったらまだいいけどエリアが小さくなっちゃつたんだから今回の地区だけなんだから、前こうやつたからそうですよって言うんじゃなくて、前こうやつたけどもこういうふうにしたらこうだつていう説明ができないと、それは説明にならない。</p>

事務局	今議長がおっしゃる中で、人・農地プランで設定した中では、農地利用の現状がございまして、それぞれの現状がございますけれども、農地として、今後存続しなければいけない農用地、農業振興地域の農用地を指定させていただいているところは、説明させていただいております。
議長	だから、それはわかったんだけど、だからなぜ、なぜ担い手の部分がそうなっていないんですかって言う質問をしてるわけですよ。
事務局	<p>議長がおっしゃる担い手というのは、今現在の農地が今後家族あるいは親戚、あるいは第三者の新規就農者を持って地位を存続するにはどうしたらいいかというお話になると思われる中で、湯河原町の現状を見る中では、集約化したいところなんですけれどもこここの集約化が難しい農地の一つでございます。</p> <p>ご承知の通り平坦な田んぼ、畑の市町の農地ではなく、段々になっている中山間地等の農地がほとんどでございまして、そこを今私が持っている農地を、隣の農地を違う人ですけれども、どうにかならないかというのが今後の役目なんですけれども、今ある農地につきまして、アンケートを含めまして私はこういう意向があるということをまとめていただいたのが、人・農地プランでございますので、この見える化、わかるような形が目標地図、地図として図式化したものが今回の期限付きの作業集約化されたものでございます。この集約化という言葉はあまりここには難しいところなんですけれども、隣同士の農地を一つの固まった形で、管理ができれば一番いいんですけども、やはりここは湯河原町の独特の農地形態および現状の山等になっておる中で、隣の農地等をくっつけることは難しい中で、今回、目標地図については離れたところでも、湯河原としてはこちらを目標地図の設定とさせていただく内容で、ご理解を求める図式を作り今後の農地が確定する。1回は今年度として確定はいたしますけれども、毎年1回以上はですね、修正案という形で土地所有者、耕作者等からのお話がありましたら、相談をまとめた上でですね、訂正あるいは追加も含めまして、今後もっとより良い地図として、明確化できればと考えております。今の時点では人・農地プランが前提と何度もお話をさせていただいておりますけれども、まず図式化したものを見直すのを6年度としてまとめ上げ、7年度に入りますと、変更等、何かありましたらお話の上、また機会を設けまして会議を開きたいとは考えております。そのような内容で、先ほど回覧というお話をさせていただきましたけれども、こちらの方に付記内容を記載しております。以上です。</p>
議長	あまり説明になってないけれど、担い手がね、そのところに農用地を持ってなくとも担い手として将来的にね、農地も含めて集積をしてほしいという意味で、担い手を位置付けてますよ。そういう理解でよろしいですね。
事務局	おっしゃる通りです。

議長	<p>その辺もね、こういうふうに一覧表に載って意見あつたら、お話を聞いて納得をしていただくようにお願いをしたいと思います。もう一点、人・農地プランの実質化するときに湯河原町が人・農地プラン検討会議の設置をして、そこでその審議をして決定してきたんだけどこれは今回のどの様になっちゃっているのですか。湯河原町人・農地プラン検討会議設置要綱っていうのはあって、町の例規集を見るとホームページに出てるけど、検討委員8人以内をもって発足する、人・農地プラン作成に関することをね。検討する組織があるんだけど、その人・農地プラン法律が出来てね、地域計画が位置づけられているんだけども、そこで変わってきたからこれはもうないのかもしれないんですね、これちょっと私わからないですけど、多分この人・農地検討会議は当時、会議設置要綱というのは、多分これ推測なんですけれどその国ね、補助金をこの推進をするための補助金も町がもらっていて、こういったので人件費なんかを払わなくちゃいけないからその組織を作ったんじゃないと思うんですね。予算が地域計画の関係になって予算を組み替えられてるのかちょっとよくわからないんですが例えば同じようにね、前の人・農地プランから実際のときと同じような形で、名前も変わっても同じようなことをやらなくちゃいけない。補助金が出ている。そうなると、こういった組織をね、何か創るなり何かしてやっていかなきやいけない部分があるのかもしれませんけどそれはどういうふうになってますか。もうそういうのいるんですよ。だから、その中でね、いいんでしょっていうならそれはそれで全然一向に構わないけどそれはどうなっているの。分かるときに調べておいて。</p>
事務局	<p>今のところでは即答ができないので、申し訳ないです。</p>
議長	<p>わかりました。 地域計画について何か他に皆さんのお見もありますか。質問なり。なんか協議の場ということで支店運営委員会の場所を借りて湯河原中央支店でやらしてもらって、皆同席していただいた委員さんもいらっしゃるんですけどそのときのやり取りで決めたり、何かございますか。 地域計画は以上にしたいと思います。その他ございますか。 もう一点この農業委員会の総会の議事録、今日も議事録署名人を指名させていただき毎回指名させていただいているんですけれども議事録はなかなかできてこないんですよ。どうなっちゃってんのというのは、もうすぐ人事異動もあるかもしれないし、人間も交代をされるとなかなかそれがね、議事録作成証明したりする場合もあるし、時間が経つとその記憶が曖昧になってきちゃって委員も署名貰って責任もって証明できなくなっちゃう。</p>
事務局	<p>事務局の方で大変申し訳ございません。 遅くなってるところでございます。 また速やかに、作成終わりましたら、委員さんの方にお示しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 遅れて申し訳ございません。</p>

議長	<p>何時からできてないの。 町のホームページ見てみると5月27日の会議が最終になってるんだけど6月以降はできてない。ホームページ載せてないのかもわかんないけど半年は良くない。 早急に作成するようにしてください。その他ございませんか。 無いようですのでこれをもちまして、これをもちまして第32回農業委員会総会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。</p>
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 霧木洋一
	議事録署名人
	6番 二見浩一
	7番 佐藤甚哉